

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日の翌日)

目次

- ◇告 示 土地改良事業の認可
土地区画整理事業の事業計画の変更の認可
- ” 道路の位置の指定
- ◇公 告 危険物取扱者試験の実施
理容師試験及び美容師試験の実施
- ◇正 誤 昭和四十七年四月鳥取県告示第三百二十五号中訂正

告 示

鳥取県告示第三百四十八号

岩美町長から申請のあつた町営土地改良(院内地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年五月二日認

可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年五月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百四十九号

都市計画法施行法(昭和四十三年法律第一百一号)第三十六条第一項の規定に基づき、同法第三十五条の規定による改正前の土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第五十五条第九項の規定の例により、鳥取都市計画鳥取駅南土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

昭和四十七年五月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 土地区画整理事業の名称

鳥取都市計画鳥取駅南土地区画整理事業

二 事務所所在地

鳥取市尚徳町一六番地

三 事業計画の認可の年月日

昭和三十七年二月二十日

四 変更認可の年月日

昭和四十七年五月二日

鳥取県告示第三百五十号

都市計画法施行法(昭和四十三年法律第一百一号)第三十六条第一項の規定に基づき、同法第三十五条の規定による改正前の土地区画整理法(昭和

二十九年法律第一百九号) 第五十五条第九項の規定の例により、鳥取都市計画鳥取駅南第二土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

昭和四十七年五月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 土地区画整理事業の名称

鳥取都市計画鳥取駅南第二土地区画整理事業

二 事務所所在地

鳥取市尚徳町一一六番地

三 事業計画の認可の年月日

昭和四十三年七月八日

四 変更認可の年月日

昭和四十七年五月二日

鳥取県告示第三百五十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に

規定する道路の位置を昭和四十七年四月二十七日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十七年五月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
米子市彦名町一七八二 佐藤 敏夫	米子市奈喜良字禰加半二二五ノ一一 二二七ノ五 二二七ノ六 二二八ノ三 二二八ノ四 二二九ノ三 二二八ノ四地先農道 二二九ノ三	幅員 四・六〇メートル 延長 二七四・三〇メートル
"	"	"
"	"	"
"	"	"
"	"	"
"	"	"

公 告

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の3第3項の規定により、危険物取扱者試験を次のとおり実施する。

昭和47年5月6日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時 昭和47年6月20日 午前10時から

(2) 試験の場所 鳥取市東町1丁目220 鳥取県庁

鳥取市行徳13222 鳥取市消防本部

倉吉市巖城279 鳥取県中部総合事務所

倉吉市明治町1031の28 倉吉商工会議所

- 米子市靴町1の160 鳥取県西部総合事務所
米子市富士見町2の162 米子市消防本部
米子市加茂町2丁目16 米子商工会議所
- 2 試験の種類
ア 乙種危険物取扱者試験 (第四類の危険物に限る。)
イ 丙種危険物取扱者試験
- 3 受験資格
乙種危険物取扱者試験を受けることができる者は、消防法第13条の3第5項に該当する者とする。
- 4 受験手続
(1) 受験受付期間
昭和47年5月22日から昭和47年5月31日まで
(郵送による場合は、5月31日までの消印のあるものは有効とする。)
(2) 提出書類
ア 受験願書
イ 乙種危険物取扱者試験を受験する者は、3の受験資格を有することを証明する書類
ウ 写真 (受験願書提出前6月以内に撮影した正面からの無帽かつ無背景の上三分身像の縦4センチメートル、横3センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの) 1枚
エ その他
危険物の規制に関する規則 (昭和34年総理府令第55号) 第55条第6項の規定により試験科目の一部を免除される者にあつては、受験願書提出の際乙種危険物取扱者免状の写しを添付するとともに、そ

の免状を試験当日提示すること。

5 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料

ア 乙種危険物取扱者試験 1,000円

イ 丙種危険物取扱者試験 800円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の手数料欄にはりつけて納付すること。この場合、消印をしないこと。

6 受験願書等の提出先

鳥取市東町1丁目220 鳥取県総務部地方課

理容師法 (昭和22年法律第234号) 第2条第1項の規定による理容師試験及び美容師法 (昭和32年法律第163号) 第4条第1項の規定による美容師試験を次のとおり実施する。

昭和47年5月6日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験の日時及び場所

(1) 学科試験

日時 昭和47年5月22日 午前9時

場所 鳥取市東町1丁目 自治会館講堂

米子市西福原444 鳥取県米子保健所講堂

(2) 実地試験

日時 昭和47年6月12日 午前9時

場所 鳥取市上町 学校法人鳥取県理容美容専門学校

2 受験資格

次の(1)から(4)までのいずれか該当する者で、厚生大臣の指定した理容師養成施設又は美容師養成施設において、昼間課程にあつては1年以上、夜間課程にあつては1年4箇月以上、通信課程にあつては2年以上の課程又は美容師として必要な知識及び技能を修得した後、1年以上の実地習練を修めたもの

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する者
- (2) 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者
- (3) 旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を終わった者
- (4) 理容師試験にあつては理容師法施行規則の一部を改正する省令(昭和28年厚生省令第64号)附則第3項各号に、美容師試験にあつては美容師法施行規則(昭和32年厚生省令第43号)附則第9項各号に規定する者

3 試験の方法

- (1) 試験は、学科試験及び実地試験とし、実地試験は、学科試験に合格した者でなければ受けることができない。
- (2) 昭和45年4月以後に鳥取県知事が行なった理容師試験又は美容師試験の学科試験のみ合格した者については、理容師法施行令(昭和28年政令第232号)第5条第4項又は美容師法施行令(昭和32年政令第277号)第2条第4項の規定により今回の学科試験を免除する。

4 試験の科目及び事項

理容師法施行規則(昭和23年厚生省令第41号)第19条又は美容師法施行規則第19条に定められたものとする。

5 出願の方法

- (1) 願書の提出期間

昭和47年5月6日から昭和47年5月13日まで(郵送のものについては、昭和47年5月13日までの消印のあるものは、有効とする。)

- (2) 願書の提出先

ア 県内居住者 住所地を管轄する保健所

イ 県外居住者 鳥取市東町1丁目220 鳥取県厚生部衛生課

- (3) 提出書類

ア 受験願書(別記様式によること。)

イ 履歴書(最終学歴、養成施設の所在地並びに実地習練を行なった場所及び期間を記載すること。)

ウ 指定養成施設の卒業証書の写し又は卒業証明書

エ 実地習練を終了したことを証する書面

オ 戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書

カ 写真(出願前6箇月以内に撮影した名刺型、脱帽、正面上半身のもの)

- (4) 3の(2)により、学科試験を免除される者は、(3)のイからエまでの書類に代えて、知事の発行した理容師学科試験免除通知書又は美容師学科試験免除通知書の写しを提出すること。

6 試験手数料及びその納付方法等

- (1) 試験手数料 1,000円

(2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はりつけ欄にはりつけること。この場合、消印をしないこと。

(3) 納付した手数料は、還付しない。

7 試験場に持参するもの

(1) 学科試験 受験通知書、筆記用具及び昼食

(2) 実地試験

ア 受験通知書、昼食及び上ばき

イ 理容師試験を受ける者

(ウ) 白衣

(イ) 調髪及び顔そりに必要な器具等

(ウ) 応急薬品

ウ 美容師試験を受ける者

(ウ) 白衣

(イ) コールド、パーマネットウェア等の施術に必要な器具、材料及び化粧品

及び化粧品

(ウ) 応急薬品

8 実地試験のモデルは、各自が同伴すること。この場合、理容師試験のモデルは、調髪後2週間以上経過した者で角刈でないものとし、美容師試験のモデルは、なるべく年齢18歳から30歳までの者で髪に著しい癖のないものであること。

9 その他

(1) 出願者には、受験通知書を試験の前日までに郵送するので、受験願書に必ず住所を明記すること。

(2) 試験について不明の点がある場合は、住所地を管轄する保健所又は鳥取県厚生部衛生課に照会すること。

(3) 文書による照会は、20円切手を同封すること。

別記様式(用紙はB列5番とすること。)

美容師(美容師)受験願書

本籍

住所(番地及び〇〇方も記入すること。)

郵便番号

氏名

年 月 日生

昭和 年 月 日

氏名 石 破 二 期 殿

鳥取県知事 石 破 二 期 殿

(注) 該当するところを○で囲むこと。

(1) 受験希望地
(学科試験)

鳥取県庁

米子保健所

(2) 受験回数

学科試験 初回、2回目、3回目、4回目、5回目
実地試験 初回、2回目、3回目、4回目、5回目

正 誤

昭和四十七年四月鳥取県告示第三百二十五号(鳥取県勤労青少年福祉事業基本計画の策定について)中次の箇所を誤りがあつたので、訂正する。

頁	段	行	誤	正
二	上	八	245	24.5
三	上	十一	及び、人手不足	および人手不足
四	上	十八	状況等その一般	状況等その実態掌握に努め、事業主、勤労青少年および社会一般